

原子爆弾被爆者等を援護すること
(施策番号 I-5-4)

添付資料

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「**特殊の被害**」であることにかんがみ、「**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律**」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。

被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者

【手帳所持者数15.5万人】

- ① 当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
- ② 2週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った人
- ③ 被爆者の救護等に従事した人
- ④ 当時これらの胎児であった人

【平均年齢82.06歳】

(平成30年3月末現在)



援護措置

【 1,289億円 (平成30年度予算) 】

1 医療の給付(医療費の無料化) 【 317億円】

2 各種手当の支給 【 859億円】

健康管理手当(月額: 34,430円)【支給対象者 約12.9万人(平成30年3月末現在)】(被爆者の約83%が受給)
医療特別手当(月額:140,000円)【支給対象者 約7,600人(平成30年3月末現在)】 など

3 健康診断の実施(年4回まで受診可能)

4 福祉事業の実施(介護保険サービス利用料への助成(居宅生活支援)、原爆養護ホーム事業など)

原爆症の認定

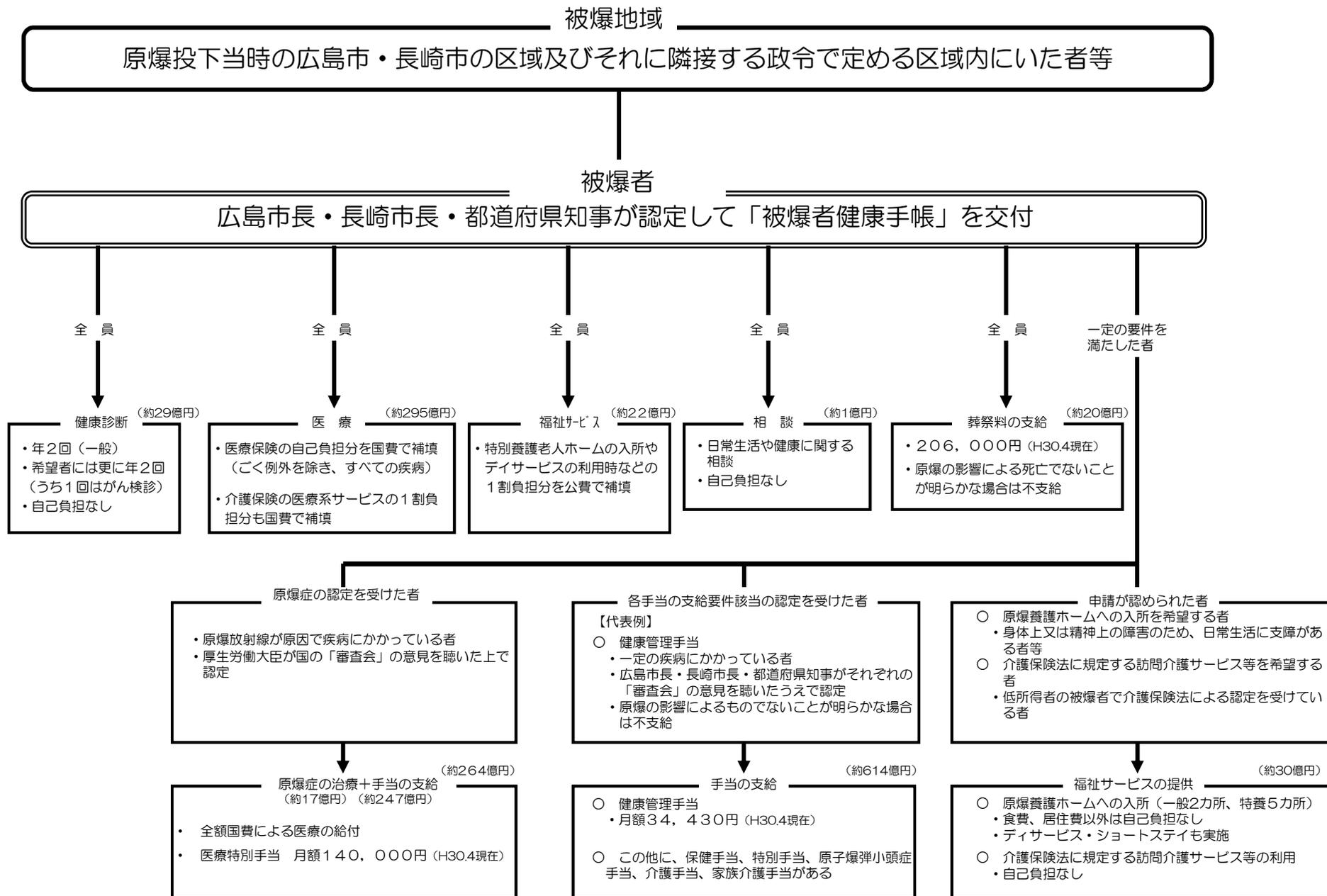
被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

(原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定)

→ 認定を受けた者には医療費を全額国費で支給するとともに、医療特別手当(月額140,000円)を支給 【支給対象者 約7,600人】
(平成30年3月末現在)

原爆関係の援護施策の概要

(平成30年度予算額：約1,289億円)



原 爆 諸 手 当 一 覧

手当の種類	平成30年度支給単価		支給要件	
医療特別手当	月額	140,000 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	
特別手当	月額	51,700 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	
原子爆弾小頭症 手当	月額	48,180 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
健康管理手当	月額	34,430 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 1 1 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	
保健手当	月額	一般	17,270 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人
		増額	34,430 円	
介護手当	月額	重度	125,290 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、 中度：身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度)
		中度	70,190 円 以内	
家族介護手当	月額	21,980 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度)	
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	